

神戸市と日本マイクロソフト株式会社との包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と日本マイクロソフト株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、先端技術の活用による行政課題解決及びイノベーションを通じた新たな価値創造により持続可能で質の高い生活を送ることができる人間中心のスマートシティの実現を目指し、新型コロナウイルス対策を契機とする神戸市の一層のデジタルトランスフォーメーションの推進などに協働で取り組むため、次のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項（以下「プログラム」という）について連携し協力する。

- (1) デジタルトランスフォーメーションの推進による働き方改革に関すること
 - (2) スマートシティ実現に向けたデータ連携基盤の推進に関すること
 - (3) デジタル人材の育成および人材交流に関すること
 - (4) デジタルを活用した子どもや青少年の学びの支援に関すること
 - (5) 上記以外の活動で、甲及び乙が協議のうえ、合意したもの
- 2 甲及び乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。
- 3 甲及び乙は、前項に掲げる事項に関する取組みを効果的に実施するため、四半期に一度を目処として、継続的な意見交換を行い、具体的なプログラムの実施にあたっては、都度必要な協議及び契約の締結を行うものとする。
- 4 本協定の締結及び各プログラムの実施等（各プログラムの実施に関わる覚書の締結を含む）について、甲及び乙はそれぞれプレスリリース及び各種メディアにおけるプロモーション等を行うことができる。ただし、その内容及び方法についてはあらかじめ相手方と協議を行うものとする。

（守秘義務）

第2条 甲及び乙は、本協定を通じて相手方から秘密である旨を明示して書面その他の有形な媒体により開示された相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を本協定の目的以外に使用し、又は第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。なお、口頭、電子メール、視覚的手段等、有形な媒体以外の媒体、手段により開示された情報については、開示の際に、開示者から被開示者に対し秘密である旨が伝達され、かつ、開示後30日以内に当該情報を書面化し、秘密である旨を明記して被開示者に提供されることにより、秘密情報とみなされるものとする。ただし、被開示者が次に掲げる各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示される以前に公知であった情報
 - (2) 開示される以前に自らが既に保有していた情報
 - (3) 開示された後、自らの責めに帰し得ない事由により公知となった情報
 - (4) 開示された後、その秘密情報によらず自らの開発により知得した情報
 - (5) 開示された後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
- 2 甲又は乙は、裁判所又は行政機関からの照会（法令上の照会権限を有する者からの罰則を伴った照会に限る）又は法令に基づき秘密情報を開示する旨の請求又は命令（以下「開示請求等」という）を受けた場合、当該開示請求等の対象となる秘密情報に限り、必要最小限の範囲において、開示す

ることができるものとする。ただし、相手方への事前の書面による通知を行うことを条件とする。
3 本条の規定は、本協定終了後もなお有効に存続するものとする。

(期間)

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日（末尾記名押印日のうち、いずれか遅い方）から令和3年3月31日までとし、甲及び乙の協議により1年を期間として更新することができる。

(協定の解除)

第4条 甲及び乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決定する。又、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造
記名押印日 令和 年 月 日

乙 東京都港区港南 二丁目16番地3 品川グランドセントラルタワー
日本マイクロソフト株式会社
代表者 代表取締役 社長 吉田 仁志
記名押印日 令和 年 月 日